# 人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規則 （昭和二十四年法務府令第四十号）

#### 第一条

人権擁護委員協議会（以下協議会という。）の名称、位置及び組織の区域は、別表第一による。

#### 第二条

人権擁護委員は、その者の置かれている市町村を組織の区域内に含む協議会の会員となる。

#### 第三条

協議会は、会則を定めなければならない。

##### ２

協議会の会則には、次の事項を定めなければならない。

###### 一

名称

###### 二

事務所の所在地

###### 三

役員に関する事項

###### 四

会議に関する事項

###### 五

会計に関する事項

###### 六

会則の変更に関する事項

#### 第四条

協議会には、会長、副会長及び常務委員を置く。

##### ２

会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

##### ３

副会長及び常務委員は、協議会の会務を掌理する。

##### ４

会長に事故があるときは、会長の指名する副会長がその職務を代理する。

#### 第五条

人権擁護委員連合会（以下連合会という。）の名称、位置及び組織の区域は、別表第二による。

#### 第六条

協議会は、その所在地のある都道府県（北海道にあつては、別表第二により定められた区域）で組織される連合会の会員となる。

#### 第七条

第三条の規定は、連合会について準用する。

#### 第八条

連合会には、会長、副会長及び理事を置く。

##### ２

会長は、連合会を代表し、その会務を総理する。

##### ３

副会長及び理事は、連合会の会務を掌理する。

##### ４

会長に事故があるときは、会長の指名する副会長がその職務を代理する。

#### 第九条

全国人権擁護委員連合会（以下全国連合会という。）は、東京都に置く。

#### 第十条

連合会は、全国連合会の会員となる。

#### 第十一条

第三条及び第八条の規定は、全国連合会について準用する。

# 附　則

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二五年一月二〇日法務府令第四号）

この府令は、昭和二十五年二月一日から施行する。

# 附　則（昭和二五年三月一六日法務府令第一二号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二五年三月二九日法務府令第一五号）

この府令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和二五年四月七日法務府令第二六号）

この府令は、昭和二十五年五月一日から施行する。

# 附　則（昭和二五年五月一日法務府令第四二号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二六年二月一日法務府令第九号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二六年三月二七日法務府令第四三号）

この府令は、昭和二十六年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和二六年四月一三日法務府令第五七号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二六年四月三〇日法務府令第七一号）

この府令は、公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。

# 附　則（昭和二六年一一月一〇日法務府令第一五八号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二七年二月一六日法務府令第一一号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二七年七月一日法務府令第七二号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二七年八月一日法務省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二七年九月一九日法務省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二七年一一月一三日法務省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二七年一二月五日法務省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二八年三月二七日法務省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二八年五月一五日法務省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二八年七月二二日法務省令第五八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二八年一二月二四日法務省令第八九号）

この省令は、奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和二十八年法律第二百六十七号）の施行の日から施行する。

# 附　則（昭和二九年七月一日法務省令第八〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二九年一一月二五日法務省令第一四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三〇年三月二三日法務省令第七〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三〇年九月五日法務省令第一三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三一年一月二五日法務省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三一年六月二九日法務省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三五年一月二三日法務省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三六年一一月一日法務省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三七年三月三一日法務省令第二九号）

この省令は、昭和三十七年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和三八年二月二〇日法務省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四〇年六月一日法務省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四〇年一〇月一日法務省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四二年二月一〇日法務省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四二年四月一二日法務省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四二年七月一日法務省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四二年九月七日法務省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十二年九月一日から適用する。

# 附　則（昭和四三年五月二三日法務省令第二四号）

この省令は、昭和四十三年六月一日から施行する。

# 附　則（昭和四四年三月一八日法務省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四四年四月七日法務省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四四年五月二日法務省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四五年五月一三日法務省令第二五号）

この省令は、昭和四十五年五月十五日から施行する。

# 附　則（昭和四六年四月一七日法務省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四六年九月七日法務省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四六年一二月二二日法務省令第五七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四七年三月二五日法務省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四七年五月一三日法務省令第三九号）

この省令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

# 附　則（昭和四七年五月一九日法務省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四七年一〇月三一日法務省令第六八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四九年四月八日法務省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四九年五月一七日法務省令第四二号）

この省令は、昭和四十九年五月二十日から施行する。

# 附　則（昭和四九年五月二八日法務省令第四四号）

この省令は、昭和四十九年六月一日から施行する。

# 附　則（昭和五〇年三月二七日法務省令第一九号）

この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和五〇年四月二日法務省令第二一号）

この省令は、昭和五十年四月三日から施行する。

# 附　則（昭和五〇年五月一六日法務省令第三三号）

この省令は、昭和五十年五月十九日から施行する。

# 附　則（昭和五〇年一二月二五日法務省令第六七号）

この省令は、昭和五十年十二月二十九日から施行する。

# 附　則（昭和五一年五月一〇日法務省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五二年三月一〇日法務省令第九号）

この省令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和五二年四月一八日法務省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五二年一二月一〇日法務省令第六六号）

この省令は、昭和五十三年一月一日から施行する。

# 附　則（昭和五二年一二月一五日法務省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五三年四月五日法務省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五三年五月二四日法務省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五四年四月四日法務省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五六年五月二〇日法務省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五六年八月三一日法務省令第四五号）

この省令は、昭和五十六年九月七日から施行する。

# 附　則（昭和五七年二月一九日法務省令第五号）

この省令は、昭和五十七年三月一日から施行する。

# 附　則（昭和五八年四月五日法務省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五八年五月二五日法務省令第二六号）

この省令は、昭和五十八年六月一日から施行する。

# 附　則（昭和五九年四月一一日法務省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五九年六月二九日法務省令第二六号）

この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和五九年一一月七日法務省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和六〇年四月六日法務省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和六〇年九月二七日法務省令第四四号）

この省令は、昭和六十年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和六〇年一一月二一日法務省令第四九号）

この省令は、昭和六十年十一月二十五日から施行する。

# 附　則（昭和六一年三月二六日法務省令第一七号）

この省令は、昭和六十一年三月三十一日から施行する。

# 附　則（昭和六一年四月五日法務省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和六一年一〇月二〇日法務省令第四四号）

この省令は、昭和六十一年十月二十七日から施行する。

# 附　則（昭和六二年三月二三日法務省令第一〇号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和六二年五月二一日法務省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和六三年四月八日法務省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和六三年七月二七日法務省令第三五号）

この省令は、昭和六十三年八月一日から施行する。

# 附　則（平成元年五月二九日法務省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二年六月八日法務省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成三年三月二六日法務省令第六号）

この省令は、平成三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三年四月一二日法務省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成四年四月一〇日法務省令第一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成五年四月一日法務省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成七年三月三〇日法務省令第二四号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

# 附　則（平成九年四月一日法務省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一〇年二月二四日法務省令第七号）

この省令は、平成十年三月二日から施行する。

# 附　則（平成一〇年三月三〇日法務省令第一四号）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一〇年四月九日法務省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一〇年一一月一六日法務省令第四九号）

この省令は、平成十年十一月三十日から施行する。

# 附　則（平成一一年三月三〇日法務省令第一五号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年三月二八日法務省令第二〇号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年九月一四日法務省令第三四号）

この省令中第一条の規定は平成十二年九月十八日から、第二条、第三条及び第四条の規定は同年十月一日から施行する。

# 附　則（平成一三年三月三〇日法務省令第三七号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一三年六月一二日法務省令第五八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一四年三月二二日法務省令第一九号）

この省令は、平成十四年三月二十五日から施行する。

# 附　則（平成一四年一〇月二五日法務省令第五四号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

###### 一

略

###### 二

略

###### 三

第一条中別表秋田地方法務局の部、京都地方法務局の部、奈良地方法務局の部、徳島地方法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第十二条の改正規定並びに第三条及び第四条の改正規定

# 附　則（平成一五年三月二六日法務省令第一八号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一五年四月一日法務省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一五年四月一四日法務省令第三九号）

この省令は、平成十五年四月二十一日から施行する。

# 附　則（平成一五年四月一四日法務省令第四〇号）

この省令は、平成十五年五月十九日から施行する。

# 附　則（平成一五年九月一二日法務省令第六五号）

この省令は、平成十五年九月十六日から施行する。

# 附　則（平成一五年一一月二一日法務省令第七四号）

この省令は、平成十五年十二月一日から施行する。

# 附　則（平成一六年二月二五日法務省令第八号）

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

# 附　則（平成一六年三月二二日法務省令第一七号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一六年四月一日法務省令第三二号）

この省令は、平成十六年四月八日から施行する。

# 附　則（平成一六年七月二七日法務省令第五二号）

この省令は、平成十六年八月一日から施行する。

# 附　則（平成一六年九月二七日法務省令第六四号）

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

# 附　則（平成一六年一〇月六日法務省令第六八号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

###### 一

第一条中別表東京法務局の部、新潟地方法務局の部、神戸地方法務局の部、岡山地方法務局の部及び佐賀地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第一条、第十条、第十三条、第二十五条及び第三十条の改正規定、第三条並びに第四条の規定

# 附　則（平成一六年一〇月一二日法務省令第六九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一六年一〇月二六日法務省令第七二号）

この省令は、平成十六年十一月一日から施行する。

# 附　則（平成一六年一一月一日法務省令第七五号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程別表第一隠岐人権擁護委員協議会の項の規定は、平成十六年十月一日から適用する。

# 附　則（平成一七年一月二八日法務省令第七号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

###### 一

略

###### 二

略

###### 三

略

###### 四

略

###### 五

第一条中別表札幌法務局の部、横浜地方法務局の部、長野地方法務局の部、富山地方法務局の部、大津地方法務局の部長浜支局の款、奈良地方法務局の部及び高松法務局の部、第二条中登記事務委任規則第十八条及び第四十二条の二の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一浦河人権擁護委員協議会の項の改正規定

###### 六

略

###### 七

第一条中別表福島地方法務局の部、宇都宮地方法務局の部、和歌山地方法務局の部及び岡山地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第十六条の改正規定並びに第四条中別表第一田辺人権擁護委員協議会の項及び新宮人権擁護委員協議会の項の改正規定

###### 八

第五条の規定

# 附　則（平成一七年二月一四日法務省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（以下「改正後の設置規則」という。）の規定、第三条の規定による改正後の登記事務委任規則（以下「改正後の委任規則」という。）の規定及び第五条の規定による改正後の人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は平成十七年二月十一日から、第二条の規定による改正後の設置規則の規定及び第四条の規定による改正後の委任規則の規定は同月十三日から適用する。

# 附　則（平成一七年二月二八日法務省令第三二号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

###### 一

略

###### 二

第二条中別表福島地方法務局の部、岡山地方法務局の部笠岡支局の款、徳島地方法務局の部、佐賀地方法務局の部、長崎地方法務局の部及び大分地方法務局の部中津支局の款の改正規定、第五条中登記事務委任規則第三十条及び第三十一条の改正規定、第六条中別表徳島の項の改正規定並びに第七条中別表第一脇町人権擁護委員協議会の項の改正規定

###### 三

略

###### 四

略

###### 五

略

###### 六

第二条中別表広島法務局の部及び福岡法務局の部吉井支局の款の改正規定並びに第七条中別表第一吉井人権擁護委員協議会の項の改正規定

###### 七

第二条中別表札幌法務局の部、秋田地方法務局の部、水戸地方法務局の部竜ヶ崎支局の款、京都地方法務局の部、神戸地方法務局の部豊岡支局の款、松江地方法務局の部、山口地方法務局の部同地方法務局の款及び宇部支局の款、大分地方法務局の部日田支局の款並びに鹿児島地方法務局の部の改正規定、第三条中別表山口地方法務局の部の改正規定、第五条中登記事務委任規則第十二条、第三十八条及び第四十条の改正規定、第七条中別表第一本荘人権擁護委員協議会の項の改正規定並びに第八条の規定

###### 八

第二条中別表水戸地方法務局の部麻生支局の款、宇都宮地方法務局の部、前橋地方法務局の部、千葉地方法務局の部、岐阜地方法務局の部、神戸地方法務局の部社支局の款及び福岡法務局の部同法務局の款の改正規定、第三条中別表水戸地方法務局の部の改正規定、第五条中登記事務委任規則第五条の改正規定、第六条中別表水戸の項の改正規定並びに第七条中別表第一麻生人権擁護委員協議会の項の改正規定

# 附　則（平成一七年三月二二日法務省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則、登記事務委任規則及び人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は、平成十七年三月二十一日から適用する。

# 附　則（平成一七年三月二二日法務省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一七年三月三〇日法務省令第四五号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一七年三月三一日法務省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一七年四月一日法務省令第五三号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一七年四月一日法務省令第五七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一七年四月一日法務省令第五八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一七年九月一日法務省令第八七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一七年九月二〇日法務省令第九〇号）

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

# 附　則（平成一七年九月二六日法務省令第九四号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

###### 一

略

###### 二

第一条中別表札幌法務局の部、函館地方法務局の部、釧路地方法務局の部、盛岡地方法務局の部、秋田地方法務局の部、山形地方法務局の部、福島地方法務局の部、水戸地方法務局の部土浦支局の款、宇都宮地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、長野地方法務局の部松本支局の款、名古屋法務局の部、金沢地方法務局の部小松支局の款、福井地方法務局の部、大津地方法務局の部、神戸地方法務局の部龍野支局の款、松江地方法務局の部、佐賀地方法務局の部及び長崎地方法務局の部平戸支局の款の改正規定、第二条中登記事務委任規則第二十七条及び第四十一条の改正規定並びに第四条中烏山人権擁護委員協議会の項、龍野人権擁護委員協議会の項及び武生人権擁護委員協議会の項の改正規定

###### 三

略

###### 四

第一条中別表仙台法務局の部、水戸地方法務局の部同地方法務局の款及び太田支局の款、静岡地方法務局の部、金沢地方法務局の部同地方法務局の款、徳島地方法務局の部、長崎地方法務局の部五島支局の款並びに鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第七条、第二十一条、第三十条及び第三十四条の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一太田人権擁護委員協議会の項の改正規定

# 附　則（平成一七年一〇月二七日法務省令第一〇三号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

###### 一

第一条中別表盛岡地方法務局の部、福島地方法務局の部、甲府地方法務局の部同地方法務局の款、長野地方法務局の部及び富山地方法務局の部の改正規定並びに第四条中別表第一木曾人権擁護委員協議会の項の改正規定

###### 二

略

###### 三

第一条中別表甲府地方法務局の部都留支局の款、福井地方法務局の部、和歌山地方法務局の部、鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第八条及び第三十三条の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条中別表第一都留人権擁護委員協議会の項の改正規定

# 附　則（平成一七年一一月七日法務省令第一〇四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一七年一二月二八日法務省令第一〇九号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

###### 一

第一条中別表青森地方法務局の部、盛岡地方法務局の部花巻支局の款及び二戸支局の款、福島地方法務局の部同地方法務局の款及び相馬支局の款、宇都宮地方法務局の部同地方法務局の款、前橋地方法務局の部、岐阜地方法務局の部同地方法務局の款、津地方法務局の部、大津地方法務局の部、京都地方法務局の部、奈良地方法務局の部、高松法務局の部、高知地方法務局の部、佐賀地方法務局の部、長崎地方法務局の部、宮崎地方法務局の部並びに那覇地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第十九条の改正規定並びに第四条中別表第一園部人権擁護委員協議会の項の改正規定

###### 二

略

###### 三

略

###### 四

第一条中千葉地方法務局の部及び岐阜地方法務局の部多治見支局の款の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条中八日市場人権擁護委員協議会の項の改正規定

# 附　則（平成一八年一月三一日法務省令第八号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

###### 一

略

###### 二

略

###### 三

略

###### 四

略

###### 五

第一条中別表盛岡地方法務局の部水沢支局の款、水戸地方法務局の部土浦支局の款及び宮崎地方法務局の部延岡支局の款の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定並びに第三条の改正規定

# 附　則（平成一八年二月六日法務省令第一一号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

###### 一

略

###### 二

略

###### 三

第一条の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条及び第三十条の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条の改正規定

# 附　則（平成一八年二月二七日法務省令第一七号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

###### 一

第一条中別表青森地方法務局の部、広島法務局の部、徳島地方法務局の部、高知地方法務局の部及び佐賀地方法務局の部の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条の改正規定

# 附　則（平成一八年三月一五日法務省令第二二号）

この省令は、平成十八年三月二十日から施行する。

# 附　則（平成一八年三月二三日法務省令第二六号）

この省令は、平成十八年三月二十七日から施行する。

# 附　則（平成一八年三月二七日法務省令第二七号）

この省令は、平成十八年三月三十一日から施行する。

# 附　則（平成一八年三月三〇日法務省令第三〇号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一八年三月三一日法務省令第三四号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一八年七月三日法務省令第六四号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

###### 一

略

###### 二

第一条中別表千葉地方法務局の部、横浜地方法務局の部、新潟地方法務局の部、大津地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三条、第十条、第三十条及び第三十三条の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条の改正規定

# 附　則（平成一八年七月一八日法務省令第六六号）

この省令は、平成十八年八月一日から施行する。

# 附　則（平成一九年二月二三日法務省令第六号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

###### 一

第一条中別表札幌法務局の部の改正規定、第三条及び第四条の規定

# 附　則（平成一九年九月四日法務省令第五二号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第三十九条の規定は、平成十九年九月一日から適用する。

###### 一

略

###### 二

第一条中別表岡山地方法務局の部及び那覇地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定

# 附　則（平成一九年一〇月二三日法務省令第六〇号）

この省令は、平成十九年十一月一日から施行する。

# 附　則（平成一九年一一月一九日法務省令第六四号）

この省令は、平成二十年一月二十一日から施行する。

# 附　則（平成一九年一一月二〇日法務省令第六五号）

この省令は、平成十九年十一月二十六日から施行する。

# 附　則（平成二〇年二月四日法務省令第四号）

この省令は、平成二十年二月十二日から施行する。

# 附　則（平成二〇年三月七日法務省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二〇年五月二九日法務省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

###### 一

略

###### 二

略

###### 三

略

###### 四

第一条中別表山口地方法務局の部の改正規定並びに第三条及び第四条の規定

# 附　則（平成二〇年七月二四日法務省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二〇年九月九日法務省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

###### 一

略

###### 二

略

###### 三

第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十六条、第三十七条及び第四十五条第一項の改正規定並びに第三条及び第四条の規定

# 附　則（平成二〇年一二月二五日法務省令第七四号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第四十二条の二の規定は、平成二十年十一月一日から適用する。

###### 一

略

###### 二

略

###### 三

第一条中別表岡山地方法務局の部、徳島地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第六条、第二十九条及び第三十三条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定

# 附　則（平成二一年二月五日法務省令第二号）

この省令は、平成二十一年二月九日から施行する。

# 附　則（平成二一年三月一三日法務省令第四号）

この省令は、平成二十一年三月二十三日から施行する。

# 附　則（平成二一年三月二七日法務省令第八号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二一年九月一六日法務省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第七条第二項の規定は、平成二十年十一月一日から適用する。

###### 一

第一条中別表釧路地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十二条第三項の改正規定並びに第三条及び第四条の規定

# 附　則（平成二二年一月二七日法務省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

###### 一

略

###### 二

第一条中別表仙台法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四十条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定

# 附　則（平成二二年二月二六日法務省令第四号）

この省令は、平成二十二年三月八日から施行する。

###### 一

略

###### 二

略

###### 三

第一条中別表秋田地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、静岡地方法務局の部、福井地方法務局の部、松江地方法務局の部、松山地方法務局の部、熊本地方法務局の部、宮崎地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三条第五項、第八条、第十七条第二項及び第三項、第二十六条、第二十八条第四項、第三十二条、第三十八条並びに第四十五条の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一大野人権擁護委員協議会の項、川本人権擁護委員協議会の項及び八幡浜人権擁護委員協議会の項の改正規定

# 附　則（平成二二年三月二九日法務省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二二年七月二日法務省令第二六号）

この省令は、平成二十二年七月十二日から施行する。

###### 一

第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第四条第一項、第十一条第一項、第十五条、第二十三条及び第三十二条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定

# 附　則（平成二二年九月二八日法務省令第三一号）

この省令は、平成二十二年十月十二日から施行する。

# 附　則（平成二二年一二月二四日法務省令第四三号）

この省令は、平成二十三年一月十一日から施行する。

###### 一

略

###### 二

第一条中別表福岡法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第二条第二項及び第十八条第一項の改正規定、第二十八条の改正規定（同条第四項を削る部分に限る。）並びに第三十六条の次に一条を加える改正規定、第三条中別表福岡の項の改正規定並びに第四条中別表第一吉井人権擁護委員協議会の項の改正規定

# 附　則（平成二二年一二月二四日法務省令第四四号）

この省令は、平成二十三年一月三十一日から施行する。

# 附　則（平成二三年二月二五日法務省令第三号）

この省令は、平成二十三年三月二十二日から施行する。

###### 一

第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条第一項及び第三十八条の改正規定、第三条中別表秋田の項の改正規定並びに第四条中別表第一横手人権擁護委員協議会の項の改正規定

###### 二

略

###### 三

第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十七条の改正規定、第三条中別表盛岡の項の改正規定及び第四条中別表第一一関人権擁護委員協議会の項の改正規定

# 附　則（平成二三年三月一八日法務省令第四号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表秋田地方法務局の部の規定並びに改正後の登記事務委任規則、公証人定員規則及び人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は、平成二十三年三月十四日から適用する。

# 附　則（平成二三年四月一日法務省令第一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二三年五月二七日法務省令第一九号）

この省令は、平成二十三年六月二十日から施行する。

###### 一

第二条中登記事務委任規則第三条の改正規定並びに第四条中別表第一さいたま人権擁護委員協議会の項、大宮人権擁護委員協議会の項及び越谷人権擁護委員協議会の項の改正規定

# 附　則（平成二三年九月三〇日法務省令第二八号）

この省令は、平成二十三年十月十一日から施行する。

# 附　則（平成二四年三月二三日法務省令第八号）

この省令は、平成二十四年四月二十三日から施行する。

# 附　則（平成二四年八月二一日法務省令第三三号）

この省令は、平成二十四年九月十八日から施行する。

# 附　則（平成二四年一一月二二日法務省令第四二号）

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

# 附　則（平成二六年四月二五日法務省令第一八号）

この省令は、平成二十六年五月七日から施行する。

# 附　則（平成二六年六月二七日法務省令第二四号）

この省令は、平成二十六年七月二十二日から施行する。

# 附　則（平成二六年一二月二六日法務省令第三九号）

この省令は、平成二十七年一月十三日から施行する。

# 附　則（平成二七年四月六日法務省令第一四号）

この省令は、平成二十七年四月十六日から施行する。

# 附　則（平成二七年四月一〇日法務省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二七年四月二四日法務省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二八年四月七日法務省令第三一号）

この省令は、平成二十八年五月十六日から施行する。

# 附　則（平成二八年七月一日法務省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二九年三月一五日法務省令第四号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三一年三月二九日法務省令第三一号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

# 附　則（令和二年三月三〇日法務省令第二三号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

# 附　則（令和三年三月一五日法務省令第六号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。